

結核予防費都費補助金交付決定者 各位

東京都保健医療局感染症対策部防疫課長
(公印省略)

令和 7 年度結核予防費都費補助金に係る実績報告書類の提出について（依頼）

日頃から、都の結核対策に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、私立学校等結核予防費補助金交付要綱に基づき、下記のとおり実績報告書類の提出をお願いいたします。

なお、今回御提出いただく際に、**実績が交付決定通知額を上回る場合は、変更交付申請の手続が必要**です（＜注 1＞参照（申請金額を下回る場合は、実績報告書の提出のみとなりますので、変更交付申請の手続は不要です。））。

記

1 提出書類

- (1) 結核予防費都費補助金事業実績報告書（第 8 号様式から第 12 号様式まで、基本情報入力シート）
- (2) 添付書類（事業経費に伴う領収書類の写し（※））
(※) 領収書類の合計額に補助対象外の経費（対象外の検査経費、職員が受診した検査経費等）が含まれている場合は、補助対象経費が分かる内容の説明を付けてください。
- (3) 支払金口座振替依頼書（※（1）と同じファイル内にあり）
- (4) 口座情報のわかる書類の写し
振込エラーの防止のため、口座情報（口座名義人（カナ含む）、金融機関名、支店名、口座番号）が確認できる書類（預金通帳の表紙と最初のページ等）の送付もあわせてお願いいたします。
※補助金申請者と口座名義が異なる場合は委任状が必要となります。

実績報告書及び口座振替依頼書の様式は、以下の保健医療局ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

URL : <https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kansen/kekaku/hojokin.html>

(URL が開けない場合は、「東京都 結核予防費」で検索ください。)

なお、都からの問合せに備え、提出書類は必ず複写し、保管してください。



2 提出期限

期限に関わらず、お早めに御提出くださいますようお願いいたします。

(1) 第1回

令和7年11月18日（火曜日）

(2) 第2回

令和7年12月23日（火曜日）

※令和7年11月30日までに、健康診断が全て終了し、領収書等も受領済の事業者は上記日付までに御提出ください。

(3) 第3回

令和8年1月30日（金曜日）

※令和7年12月31日までに、健康診断が全て終了し、領収書等も受領済の事業者は上記日付までに御提出ください。

(4) 第4回

令和8年2月27日（金曜日）

※第3回までの提出期限で未提出の残りの全ての事業者
上記期限に提出できない場合は、事前に下記担当まで御連絡ください。

3 提出方法

提出は、交付申請時と同じ方法での申請をお願いいたします。

＜データ送付のお願い＞

データ集計のため、郵送で実績報告を御提出いただいた法人におかれましては、Excel形式で作成いただいた下記データ一式

- ・実績報告書様式一式（様式8～12号、基本情報入力シート）
 - ・支払金口座振替依頼書（上記のエクセルファイルに含まれます。）
- について、下記提出先に記載のアドレスまで送付をお願いいたします。

4 提出先（郵送先）及び問合せ先

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都 保健医療局 感染症対策部 防疫課 結核担当

電話番号：03-5320-4483（直通）

データ提出先アドレス：kekaku.tokyo.jyushin@section.metro.tokyo.jp

5 留意事項

- (1) 補助対象者は下表の者です。誤って申請している場合は、今回の実績報告で訂正してください。

学校・専門学校等	今年度入学した者（編入生の取扱いに注意）
施設等	当該年度65歳以上の者

※今年度から大学院生（前期課程の1年生のみ）が対象となっています。

- (2) 第8号様式および支払金口座振替依頼書の押印には、全て交付申請時に提出した第1号様式に押印した印鑑と同一の印を使用してください。
- (3) 交付申請時から理事長等の代表者が変更となっている場合は、代表者変更届（様式任意。変更年月日、新旧代表者名、上記(2)と同じ印を押印）及び代表者が変更となったことを証する書類（法人の場合は法人の履歴事項全部証明書、および変更後の代表者名が記載されている印鑑証明書の原本）の提出が必要です。
- (4) 本依頼による実績報告書等の審査後に補助金の交付確定通知を送付いたします。

- (5) 実績報告書には領収書類（請求書及び口座振込明細書）の写しの添付が必要です。
領収書類に本事業の対象者の人数、エックス線単価が分かる内訳の記載があるかどうかを確認してください。

対象者の人数等の記載がない場合は、下表のとおり対応してください。

項 目	記載がない場合
対象者の人数	申請者が対象者の人数を確認し、領収書等に追記
エックス線単価	申請者が健診機関に聞き取り、領収書等に追記

(注) 請求書に人数が記載されている場合はその写し、見積書にエックス線単価が記載されている場合はその写しをそれぞれ添付してください。

その他、エクセル様式（記入例）内にある領収書類の例もご確認ください。

- (6) 事業の完了が年度末になる場合、今年度中に健診費用の支払および相手方からの領収書の受領まで完了している必要がありますので、ご注意ください。
- (7) 支出済額算出時の消費税及び地方消費税の取扱いについては、＜注2＞を参照してください。
- (8) 消費税の仕入税額控除に関する報告方法の詳細については本補助金の交付確定後にご案内いたします。
- (9) その他、詳細につきましては、ホームページに掲載の「実績報告書様式（記入例）」、「J グランツについて（実績報告時）」等を参照の上、作成してください。

6 財政援助団体監査について

東京都の補助金を受ける事業者は、東京都監査事務局から財政援助団体監査を受けることがあります。

過去に交付した補助金について、不適正な申請等が確認された場合は補助金の返還のほか、不適正事実を公表される場合がありますので、補助金の申請等に当たっては補助事業の内容、補助の条件等を十分確認してください。

不適正な申請等の例は次のとおりですが、これら以外は適正ということではありません。

- (1) 学校における健診で、当該年度に入学した学生の実施分以外の補助を受けた。
- (2) 学校における健診で、留年生について補助を受けた。
- (3) 受診者から健診費用を徴収している、又は経費の全額について寄附金等を充当した。
- (4) 補助金の交付の決定を受けた会社その他の法人が、補助金の交付の決定の通知を受けた日から1年を経過する日までの間に、政治活動に関する寄付をしていた。（政治資金規正法（昭和23年法律第194号第22条の3））

＜注1＞

変更交付申請の手続について

変更交付申請は、健診実績の補助対象額が、当初の申請額（今回の交付決定額）を上回った場合に必要となります（実績報告書類で増額申請を行っても補助金を交付することはできません）。

該当する場合は、以下の要領にて変更交付申請を行ってください。

1 提出書類

結核予防費都費補助金変更交付申請書（第2号様式から第7号様式まで）

（注）印鑑証明書については、本通知の5（3）を参照してください。

（代表者等、記載事項に変更があった場合のみ提出が必要です。）

様式は、以下の保健医療局ホームページに掲載しております。

URL：<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kansen/kekaku/hojokin.html>

（URLが開けない場合は、「東京都 結核予防費」で検索ください。）

2 提出期限

令和8年1月13日（火曜日）

（注）提出は交付申請と同じ申請方法（郵送またはjGrants（J グランツ）のいずれか）でお願いします。

また、上記提出期限以降に健診を実施し、かつ変更交付申請が必要な場合は、健診実施後2週間以内に変更交付申請を行ってください。

3 提出先

実績報告書の提出先と同一となります。

（郵送での提出時は実績報告提出時と同様に、変更申請作成時のExcel データー式をデータ提出先アドレスまで送付をお願いいたします。）

4 その他

変更交付申請を行う場合、実績報告書は今後、都から送付する変更交付決定通知受領後に提出してください（変更交付申請書と実績報告書は同封しないでください。）。

< 注 2 >

消費税及び地方消費税の計上方法について

1 事業経費（医療機関との契約額等）が、全額補助対象経費となる場合

⇒ 支出額をそのまま「対象経費の支出済額」として記入してください。

（例）単価 1,234 円で、生徒 149 人（全員補助対象）の X 線撮影を実施した場合
事業経費総額（＝対象経費の支出済額）

【消費税及び地方消費税 10% 計算の場合】

1,234 円 × 149 人 × 1.1 = 202,252.6 円

この場合、対象経費の支出済額は、契約先の納税方法によって消費税及び地方消費税を四捨五入（又は切上げ）して支出した場合は 202,253 円、切り捨てて支出した場合は 202,252 円となります。

2 事業経費の一部に補助対象外経費が含まれている場合

⇒ 対象経費分算出時に生じた端数（1 円未満）は切り捨ててください。

（例）単価 1,234 円で、生徒 144 人（補助対象）、職員 5 人（補助対象外）の X 線撮影を実施した場合

事業経費総額 202,252.6 円（上記 1 の計算式参照）

対象経費の支出済額

【消費税及び地方消費税 10%計算の場合】

$$1,234 \text{ 円} \times 144 \text{ 人} \times 1.1 = 195,465.6 \text{ 円}$$

この場合、対象経費の支出済額は、195,465 円となります(1 円未満は切捨て)。